資料5：地域ケア会議の実施体制

# 地域ケア会議

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

具体的には、地域包括支援センター等が主催し、
○医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。
○個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。
○共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。

**政策形成**
（介護保険事業計画等への位置づけなど）

↑

**地域ケア推進会議**（主な構成員：医師、社会福祉協議会、民生委員、介護事業所　等）
（主催：地域包括支援センター）

①インフォーマルサービスや地域の見守りネットワーク等の地域に必要だと考えられる資源を開発する

②地域に必要な取り組みを明らかにして、施策や政策を立案・提言していく

↑

地域ケア個別会議で出た地域課題を集約するのは、地域包括担当者会で行う。

**地域ケア個別会議**（主な構成員：本人、家族、自治会、民生委員、ケース関係者　等）
（主催：地域包括支援センター・各保健福祉課）

①支援者が困難を感じているケース
②支援が自立を阻害していると考えられるケース
③支援が必要だと判断されるがサービスにつながっていないケース
④権利擁護が必要なケース

介護認定を受けていない人で、対応困難な事例等

サービス担当者会議(在宅の介護保険サービス利用者を対象)で解決できない事例等